こどもが思いや願い、気持ちを、
自由にあらわし、尊重されるまちづくり
―学校でのアドボカシーを念頭に―

2026.10.31

定者　吉人

こどもの思いや願い、気持ちは軽んじられている

- おとなはこどもをこどもというだけで、別扱い、すなわち差別をしていると思う。
- 家庭でも学校でも、社会でもこどもの思いや願い、気持ちは軽んじられている
- 特にその傾向は学校において大きい。

学校ではこどもの思いや願い、気持ちは軽んじられている

- 学校では、こどもの生活や学びに関わる多くの事項について、教員や学校が決定する仕組みがとられている。
- その決定過程において、こどもが思いや願い、気持ちを自由にあらわし、それが正当に重く受けとめられる制度的保障はない。
- また学校では、教員が教え、こどもが教わるという役割の違いが、学校生活のさまざまな事項について、教員が決め、こどもが従うという関係に結びつきやすい。

（続き）

- たとえこどもが自分の思いや願い、気持ちをあらわすことができたとしても、それが学校の決定に反映されるわけではない。
- また、こどもは、教員との関係が悪くなったりしないか、不利益を受けることはないか、などの不安から、思いや願い、気持ちを自由にあらわせないことが多い。

イングランド全国基準（改訂版、2026年10月）

イングランドでは、こどもの声を聴いて尊重するアドボカシーが1990年代から取り組まれている。

全国基準では、「アドボカシーとは、こどもや若者が自分で声を上げられるよう力をつけること。
また、こどもや若者の思いや願い、気持ちと、必要としていることを、その生活について決定する専門職に対して、独立して代弁すること。」と定義されている。（序論）

また「アドボケイトは、こどもや若者の思いや願い、気持ちが知られ、理解され、決定において考慮されることを確かなものにする。アドボケイトは、こどもや若者の権利を擁護し守る。」（同基準の原則4）と書かれている。

イングランド全国基準は学校におけるアドボカシーを念頭に置いたものではないが具体的な事例を数多く紹介、検討しており、学校におけるアドボカシーを具体的に考えるうえで、参考になる。

こどもアドボカシーの根拠

- こどもの権利条約第１２条
- こども基本法第3条第3号、第4号
- 同第１１条

こどもの権利条約第１２条１項

こどもには、自分に影響があるすべてのことにつき（ in all matters affecting the child ）、自由に（freely）、思いや願い、気持ちをあらわし（express those views freely ）、正当に重く受けとめられる（ given due weight ）権利がある。

※viewsは、「意見」に限られず、こどもの思いや願い、気持ちなどを含む広い概念として理解する。

こどもの権利条約第12条2項

こどもの権利条約第12条2項は、こどもに影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、こどもが直接、または代理人若しくは適当な団体を通じて聴かれる機会を保障している。

こどもの権利委員会は、一般的意見第12号において、学校における懲戒や成績評価に関する手続なども、第12条2項の行政上の手続に含まれるとし、その手続きを法律で定めるよう締約国に求めている。条例制定もこの要請に応えるものと言える。

学校にアドボカシーを導入することの意義

アドボカシーを学校に導入することで、

こどもは、

1　自分でまたはアドボケイトとともに、その思いや願い、気持ちを学校のおとなに伝えることができるようになる。

2　アドボケイトに、自分に代わって学校のおとなに伝えるよう、依頼することができるようになる。

これにより、こどもの思いや願い、気持ちが学校のおとなに伝え、正当に重く受けとめられ、考慮に入れられて、こどもに影響のある事項についての決定が行なわれるようになる可能性が高まる。

学校にアドボカシーを導入するために条例を作る意義

アドボカシーを実施する法的根拠ができれば、アドボケイトは条例による権限に基づいて、条例に定めにしたがって学校を訪問し、こどもから思いや願い、気持ちを聴いて教員や学校に伝えることができる。

教員や学校の都合に左右されず、安定してその働きをすることができる。

前例はない。また条例を作ることは容易ではない。

しかし、意義は大きい

条例としては2種類考えられる。

- こどもの権利条例（総合条例）

- アドボカシー条例
 - アドボカシーに特化
- 学校におけるアドボカシー条例
 - 学校のアドボカシーに特化

アドボカシー条例の条件—研究発表要旨をもとに

今回の研究発表ではアドボカシー条例を念頭に次の通り検討した。
（特に学校におけるアドボカシーを対象にしたものではない。）

アドボカシーの仕組みを条例により実効的に設けるために（7つ）

- アドボケイトの独立性の確保
- アドボケイトの専門性及び質の確保
- こどもからアドボケイトへ自由なアクセス
- アドボケイトによるこどもの思いや願いの実現に向けた働きかけ
- アドボケイトの働きかけの実効性を確保するための、アドボケイト支援委員（要旨では「こどもの権利委員」）の設置
- こどもの権利条約の普及及び市職員や学校教職員の研修
- 財政措置と制度の継続的評価を通じて改善

学校はこどもの生活と学びのためのもの

学校アドボカシー条例によって、学校がこどものためのものになることを期待して研究発表を終わります。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

今回の発表の資料はこちらをご覧ください。
https://crcpro.jp（こどもの権利条約プロモーター講座のサイト）

【参考文献】

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（1989年）第12条
- 国連こどもの権利委員会『一般的意見第12号（2009年）聴かれる権利』CRC/C/GC/12
- こども基本法（令和4年法律第77号）第3条第3号・第4号、第11条
- Department for Education (2026), *National Standards for the Provision of Children's and Young People's Advocacy Services*, October 2026. https://www.gov.uk/government/publications/national-standards-for-the-provision-of-childrens-and-young-peoples-advocacy-services
- 定者吉人「独立こどもアドボカシーに関する条例（案）第4.2版」「こどもの権利基本条例（案）第3版」（いずれも2026年、未公表